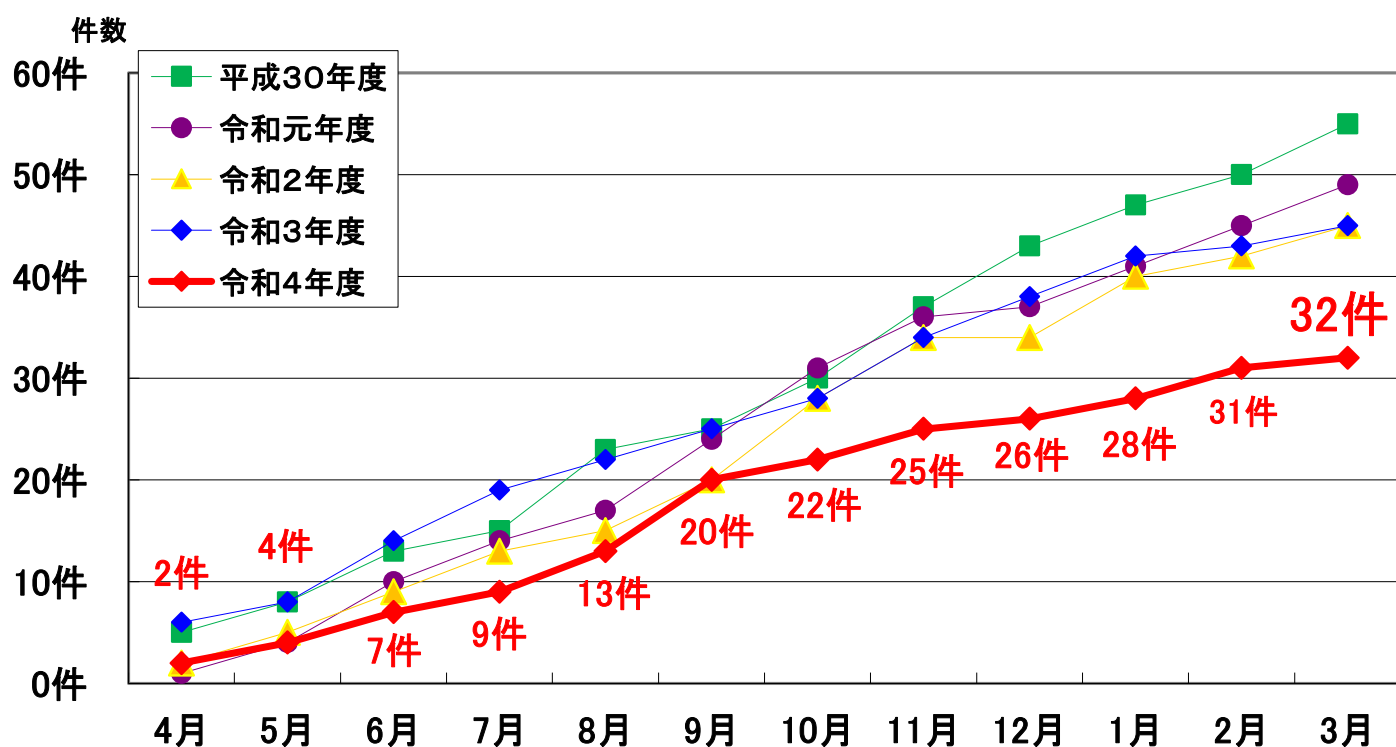


SAFETY SUPPORT NEWS

Contents

- 令和4年度工事事故発生状況（速報値）
- 令和5年度重点的安全対策について

過去5年間の工事事故発生状況(令和4年度は速報値)



		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	累計	5件	8件	13件	15件	23件	25件	30件	37件	43件	47件	50件	55件
	(月毎)	(5件)	(3件)	(5件)	(2件)	(8件)	(2件)	(5件)	(7件)	(6件)	(4件)	(3件)	(5件)
令和元年度	累計	1件	4件	10件	14件	17件	24件	31件	36件	37件	41件	45件	49件
	(月毎)	(1件)	(3件)	(6件)	(4件)	(3件)	(7件)	(7件)	(5件)	(1件)	(4件)	(4件)	(4件)
令和2年度	累計	2件	5件	9件	13件	15件	20件	28件	34件	34件	40件	42件	45件
	(月毎)	(2件)	(3件)	(4件)	(4件)	(2件)	(5件)	(8件)	(6件)	(0件)	(6件)	(2件)	(3件)
令和3年度	累計	6件	8件	14件	19件	22件	25件	28件	34件	38件	42件	43件	45件
	(月毎)	(6件)	(2件)	(6件)	(5件)	(3件)	(3件)	(3件)	(6件)	(4件)	(4件)	(1件)	(2件)
令和4年度	累計	2件	4件	7件	9件	13件	20件	22件	25件	26件	28件	31件	32件
	(月毎)	(2件)	(2件)	(3件)	(2件)	(4件)	(7件)	(2件)	(3件)	(1件)	(2件)	(3件)	(1件)

Topics

- ◆近年の工事事故発生件数は減少傾向にありますが、令和4年度は死亡事故が発生しており、引き続き工事事故防止の取組が必要です。



令和5年度重点的安全対策について

令和4年度の工事事故発生状況を踏まえて「令和5年度重点的安全対策」を定め、令和5年3月24日付けで関東地方整備局管内の各事務所や、関係業団体に通知しました。また関係業団体に所属する会員各社への周知も依頼しています。

◆令和5年度重点的安全対策項目

赤字:前年度からの更新箇所

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
① 事前確認及び周知・指導の徹底
② 目印表示等の設置
③ 適切な誘導
④ アーム・荷台は下げて移動
II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
① 適切な施工機械の選定及び使用
② 誘導員の配置
③ 作業員に対する作業方法の周知
④ 点検・清掃時の安全確保
III. 足場・法面等からの墜落事故防止
① 作業方法及び順序の周知
② 墜落防止設備の設置、使用
③ 安全通路の設定、周知徹底
④ 「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守
IV. 地下埋設物の損傷事故防止
① 事前調査、試掘の実施
② 目印表示、作業員への周知
③ 監視員の配置
V. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
① 適切な交通誘導
② 交通関係法令の遵守
③ 運搬物の安定性の確保



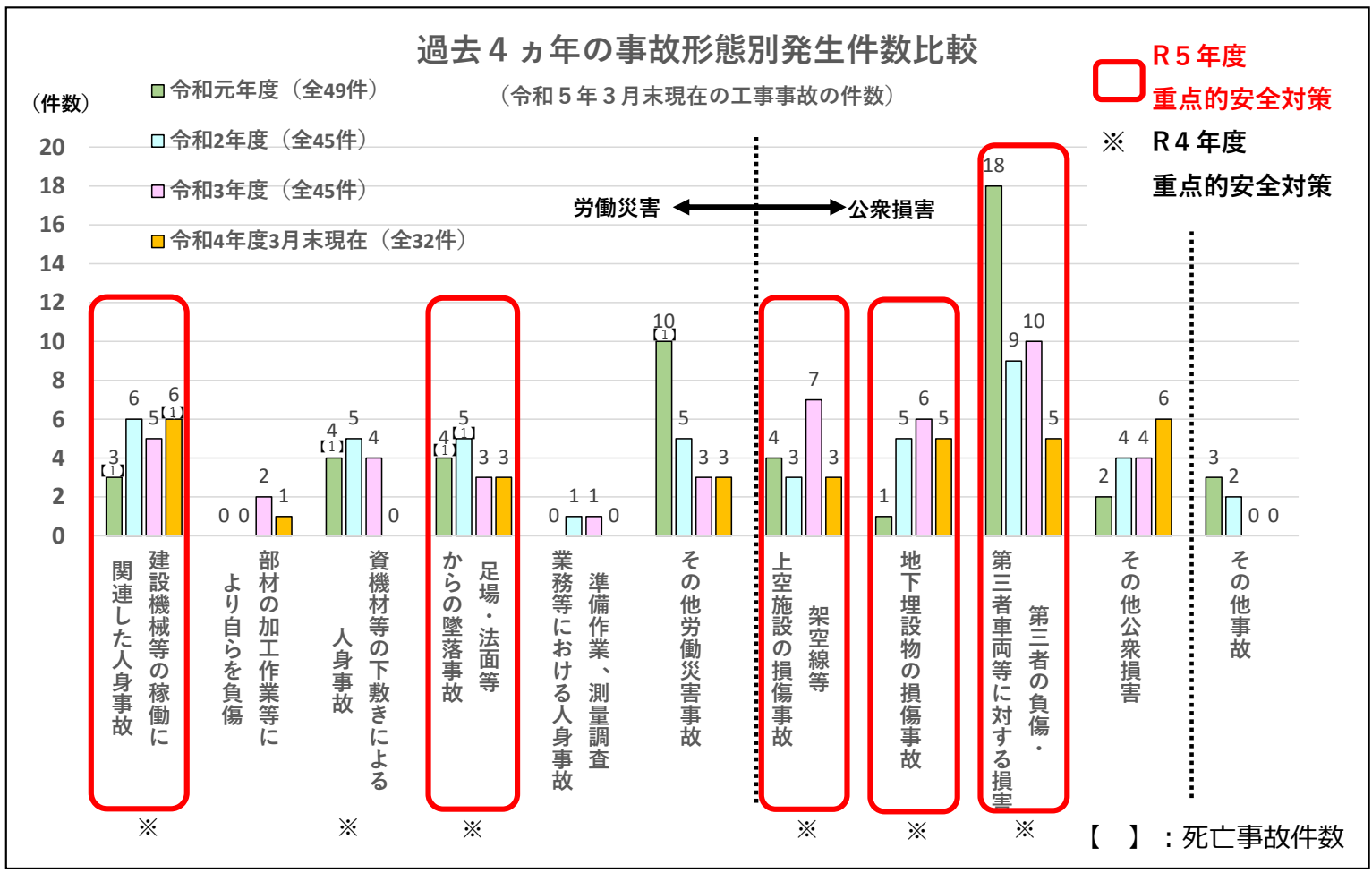
令和5年度重点的安全対策について

◆令和5年度重点的安全対策項目

VI. 事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容	
①	基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施
②	安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討
③	作業員に対する安全教育の指導徹底
④	適正な工程管理
⑤	適正な交通安全管理

※「VI.事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対して、厳しい措置を行うこととしています。

◆過去4カ年の発生形態別件数を比較すると、令和4年度は建設機械の稼働に関連した人身事故が多く発生しています。



令和5年度重点的安全対策は関東地方整備局ホームページに掲載しています。

関東地方整備局HP >> https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000800616.pdf



令和5年度重点的安全対策について

- ◆令和4年度は建設機械の稼働に関連した人身事故が多く発生しています。
また、建設機械の点検・清掃時に発生している事案もある事から、「点検・清掃時の安全確保」について、令和5年度より新たに実施すべき内容として追加しています。



土質改良機の清掃作業中に作業員の死亡が確認された事案



操作を誤り、土留支保とバックホウの間に挟まれた事案

- ◆また、令和4年度には、運搬物の落下に伴い一般車が損傷する事案が発生したことから、第三者の負傷・第三者車両等に対する損害における「運搬物の安定性の確保」について、令和5年度より新たに実施すべき内容として追加しています。



作業車の荷台から建設機材（ランマー）が落下し、後続の一般車が乗り上げ損傷した事案